

第1 市 民 生 活

- 1 戸 籍 ・ 住 民 登 録
- 2 住 居 表 示
- 3 生 活 安 全
- 4 消 費 生 活
- 5 計 量
- 6 国 保 ・ 年 金
- 7 墓 地 、 斎 苑

1 戸籍・住民登録

(1) 概 要

昭和58年度から3カ年計画で進めてきた支所統廃合事業は、28支所中25支所を6事務所に統合、残る3支所を本庁に編入し、計画どおり昭和60年度末をもって完了した。

これにより、昭和61年4月から本庁と6事務所を結んだ住民情報オンラインシステムと本庁を含む6事務所が相互に送受信が可能なファクシミリシステムを導入し、所管区域内に縛られることなく、どこでも、どの窓口でも証明書等の交付並びに届出ができるよう窓口業務の効率化、スピード化を推進し利便性を図っている。

なお、平成18年1月の柳津町との合併により設置した柳津地域振興事務所を地域自治区設置期限の平成28年3月末に廃止し、これに替わり、今後の都市内分権を見据えた地域事務所のモデルとして新たに設置した「柳津地域事務所」を加え、平成28年4月より7事務所体制となっている。

- (ア) 近年の情報化社会と行政事務に対応するため、住民基本台帳事務については昭和48年度から、戸籍事務については平成11年度からコンピュータによる管理システムを導入した。
平成24年5月7日からは、岐阜市情報システム最適化基本計画に基づき住民情報系システムの再構築を行い、総合行政情報システム（住民記録等）と戸籍情報システムを更新した。
- (イ) 窓口取扱時間内に各種証明書の交付を受けることが困難な住民のために、土曜日、日曜日、祝日及び平日の時間外においても証明書発行ができる住民票等自動交付機を、平成8年12月から平成21年10月までに本庁舎や北部事務所など計8ヶ所に設置した。
平成28年1月、マイナンバーカードの交付開始に伴い、このカードの独自利用として、条例、システム等を整備し、平成28年4月からコンビニエンスストアで各種証明を受け取ることができる「コンビニ交付」のサービスを開始した。これに伴い、自動交付機の運用は、平成30年9月30

日をもって廃止した。

令和元年12月23日より証明書申請受付システム「まどぐち君」を導入し、令和6年10月1日からは、マイナンバーカードに登録してある情報を読み取り、申請書に必要な箇所が記載され出力される申請書作成支援システムを導入した。

令和3年5月6日、新庁舎移転とともに総合窓口を開設し、市民課では、9種類の税務証明書の発行及び、休日における各種証明書の発行を新たに開始した。

- (ウ) 生活圏、経済圏の広域化に伴い、新たな住民ニーズに対応した行政サービスの一環として平成10年4月から岐阜市または笠松町に居住する住民に対してファクシミリを利用した住民票等諸証明の相互発行を実施し、さらに平成12年7月から43市町村に拡大した後、市町村合併により21市町との間でサービスを行っている。
- (エ) 住民基本台帳の全国ネットワークシステムが平成14年8月から一部稼働し、平成15年8月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転出転入の特例事務を新たに開始した。また、平成16年1月から住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが開始され、インターネット等による手続等の本人確認手段である電子証明書を交付するサービスを行った。
このサービスは、平成28年1月マイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードへと移行している。
- (オ) 県が行っている旅券事務の権限の一部が移譲されたことにより、平成23年10月3日から一般旅券（パスポート）の発給事務を開始した。
- (カ) 住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者等の外国人住民にも、日本人と同様に住民票が作成されることになった。
- (キ) 平成25年9月2日から、住民票の写し等の不正請求や、個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者等に交付した場合、事前に登録した市民に対し、交付した事実を本人に通知する本人通知制度を開始した。

(2) 各種事務登録数

(各年3月31日現在)

区 分		令和4年	令和5年	令和6年
戸 籍	本 籍 数	168,292	167,554	166,850
	本籍人口	400,636	397,715	395,042
住民登録	世 帯 数	183,506	185,365	186,907
	人 口	402,965	401,294	399,492
(外国人)	世 帯 数	(4,985)	(5,902)	(6,691)
	人 口	(8,765)	(9,862)	(10,786)
印 鑑 登 録 数		263,916	263,154	262,613

※平成25年分から、住民登録に外国人を含む。

(3) 各種事務取扱件数 (令和5年度)

区 分	件 数	区 分	件 数
戸 籍 関 係 受 付	17,690	謄 抄 本 ・ 写 し 交 付	321,860 (3,901)
住 民 登 録 関 係 受 付	110,288	簿 書 関 覧	12,118
印 鑑 登 録 関 係 受 付	12,389	税 関 係 証 明	52,787 (275)
中長期在留者居住地届出等事務関係受付	6,748	相 互 発 行 岐 阜 市 受 付	6,847
埋 火 葬 許 可	5,306	相 互 発 行 他 市 町 受 付 分 (計)	(4,515)
各 種 証 明 書 交 付	125,320 (253)		
マイナンバーカード交付	41,390		

※ () は相互発行にて他市町で受付した岐阜市分

(4) 事 務 所

名 称	所 在 地	開 所 年 月 日
西 部 事 務 所	岐阜市下鶴飼1丁目88番地3	昭和59年 4月 2日
東 部 事 務 所	岐阜市芥見4丁目64番地	昭和60年 1月 4日
北 部 事 務 所	岐阜市福光東2丁目6番13号	昭和60年 4月 1日
南 部 東 事 務 所	岐阜市加納城南通1丁目20番地	昭和60年 4月 1日
南 部 西 事 務 所	岐阜市市橋2丁目8番18号	昭和61年 1月 4日
日 光 事 務 所	岐阜市日光町9丁目1番地3	昭和61年 3月 24日
柳 津 地 域 事 務 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	平成18年 1月 1日 (合併による) 「柳津地域振興事務所」と称する 平成28年4月1日 (合併特例の終焉) 「柳津地域事務所」と称する

(5) 人口動態 (令和5年度)

(単位: 人)

区分	社 会 動 態								
	社会増加数	転 入				転 出			
		県 外	県 内	その他	計	県 外	県 内	その他	計
合 計	1, 004	9, 448	5, 323	263	15, 034	8, 908	4, 683	439	14, 030

(単位: 人)

(単位: 件)

区分	自 然 動 態			そ の 他	住民登録人口	婚姻・離婚・届出事件数			
	自然増加数	出 生	死 亡		差引増減	本籍人届出		非本籍人 届 出	合 計
						受 理	送 付		
合 計	△ 2,753	2,422	5,175	△ 53	△ 1,802	1,334	1,898	320	3,552
						528	273	72	873

※外国人を含む

※上段は婚姻、下段は離婚

2 住 居 表 示

(1) 概 要

住居表示とは、町名、街区符号および住居番号により、住所を分かりやすく表示する事業である。本市には、現在2,200の町・字があり、市民の理解と協力のもと、昭和48年度より随時住居表示を

実施してきている。市街地の部分だけでなく、新興住宅地や、団地についても整備を進めている。当初の事業計画は次のとおり。

住居表示を実施すべき区域	67.505km ²
人口	325,674人
世帯	90,856世帯

(2) 実施状況

地 区 名	実施年月日	面積 (km ²)	人 口	世 帯	新 町 数
芥 見 ・ 北 山	昭49. 3. 1	0. 285	1, 345	387	3
長 良 福 光	49. 7. 10	1. 180	6, 600	1, 850	11
長 森 北 一 色	50. 6. 10	1. 700	6, 300	1, 750	10
三 田 洞 団 地	51. 3. 1	1. 080	5, 033	1, 525	5
長 森 本 町	52. 1. 1	0. 388	2, 320	700	2
長 森 前 一 色	52. 1. 1	0. 586	1, 150	350	4
岩 崎	52. 11. 10	1. 260	1, 700	523	3
三 里	53. 3. 1	1. 740	6, 760	2, 048	18
三 里 (宇 佐)	53. 9. 1	1. 010	2, 625	902	9
長 森 野 一 色	54. 3. 1	1. 160	6, 000	2, 200	8
長 森 北 (東 部)	56. 3. 2	1. 795	4, 190	1, 580	13
芥 見 南 山 ・ 大 洞	58. 3. 1	3. 590	4, 298	1, 194	12
長 森 蔵 前 ・ 高 田	59. 3. 1	1. 530	4, 645	1, 161	13
長 森 芋 島 ・ 東 中 島 ・ 手 力	59. 11. 1	0. 900	2, 984	746	9
長 森 切 通	60. 7. 1	0. 870	3, 057	923	8
上 土 居	61. 2. 1	0. 430	555	200	4
則 武 (西)	62. 3. 2	0. 420	699	233	2
長 森 細 畑	63. 10. 1	0. 560	1, 849	793	6
則 武 (中)	平元. 3. 1	0. 530	2, 682	1, 049	4
諏 訪 山	2. 2. 1	1. 680	2, 911	900	5
市 橋 (中)	3. 2. 20	1. 380	4, 665	1, 520	14
市 橋 (西)	4. 2. 20	1. 670	2, 532	844	7
日 野 (南)	4. 10. 1	1. 550	1, 329	443	9
市 橋 (南)	5. 3. 1	1. 530	4, 080	1, 360	11
島	6. 2. 28	3. 310	11, 131	3, 786	52
日 野 (東)	7. 3. 6	1. 430	4, 815	1, 650	8
日 野 (北)	8. 2. 13	1. 480	1, 506	502	7
日 野 (西)	8. 11. 18	0. 510	660	220	4
市 橋 北	10. 2. 9	0. 900	6, 573	2, 191	7
岩 田 坂	11. 2. 8	1. 120	2, 541	847	4
天 池	12. 2. 28	0. 210	1, 191	397	2
正 木 北	13. 2. 19	0. 150	546	182	2
藍 川 西	14. 2. 25	0. 560	2, 949	983	5
藍 川 南	14. 12. 2	0. 320	2, 718	906	3
華 陽 東	16. 2. 16	0. 260	3, 957	1, 319	4
藍 川 東	17. 5. 16	1. 230	2, 714	1, 224	8
鏡 島 南	18. 2. 20	0. 880	4, 254	2, 028	8
正 木 中	18. 12. 11	0. 270	561	471	4
鷺 山 東	19. 12. 10	0. 190	2, 064	688	2
鏡 島 西	21. 2. 2	0. 310	2, 451	938	3
正 木 西 部	22. 12. 6	0. 202	643	240	3
鷺 山 ・ 上 土 居	24. 2. 6	0. 380	949	364	4
則 武 新 田	26. 2. 17	0. 405	2, 059	773	4
鏡 島 中	27. 2. 2	0. 273	2, 261	782	2
鷺 山 南	31. 2. 4	0. 070	750	380	-
合 計		43. 284	137, 602	46, 007	326

（３）住居表示の実施と地番整理

住居表示実施の際、複数の町・字の一部から新町を新設する場合など、地番の重複が生じる可能性がある。本市ではこのような事態を避けるために、法務局の協力を得て、地番の整理をしている。

（４）住民の協力

住居表示整備事業は、住民の理解、協力が不可欠で、自治会組織を通じて説明会を開催し、パンフレットを配布するなど周知徹底し、住居表示審議会での諮問・答申、市議会の議決を経て実施している。

３ 生活安全

（１）防 犯

ア 概 要

平成１１年４月１日施行の「岐阜市くらしの安全条例」に基づき、みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、「岐阜市くらしの安全推進協議会」を設置し、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行っている。また、平成２４年４月１日施行の「岐阜市暴力団排除条例」に基づき、「岐阜市暴力団追放推進協議会」を設置し、暴力団排除の施策等について協議を行っている。

さらには、市民、事業者、市の相互の役割分担と協力により、広報・啓発事業、安全教育事業、防犯灯・防犯カメラの設置補助などを実施している。

イ 事業内容

（ア）岐阜市くらしの安全推進協議会

各種市民団体の活動と連携を図るとともに市民、事業者の意見を市施策に反映し、広く協議する場として、市民団体、学識経験者、関係行政機関等の委員で構成し、安全なまちづくりを推進するための施策等を協議している。

（イ）岐阜市暴力団追放推進協議会

１７人の委員で構成し、暴力団の排除を推進するための施策等を協議している。

（ウ）広報・啓発事業

啓発用パンフレットの作成や、岐阜市役所ホームページでの安全情報の提供などを実施している。

（エ）みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

『地域の安全は地域の手で守る』意識の高まりにより、市民と行政の協働により安全なまちづくりを進める必要性が生じてきた。そのため、防犯灯、防犯カメラの設置補助や危険箇所・バリアフリー化すべき箇所の点検整

備、青色回転灯や防犯活動に使用するユニフォーム等の支給、暴力団排除活動の支援、防犯ボランティアリーダーの育成など７種類の事業を実施している。

（２）交通安全

ア 概 要

岐阜市における令和５年の交通事故の状況は人身事故件数７８０件、死者数８人、負傷者数９６６人で、令和４年と比較すると死者数５人減、人身事故件数３件増、負傷者数５８人増となった。

最近の交通事故では、高齢者や自転車・歩行者等の交通弱者が被害に遭うケースが多い傾向にあることから、これらの人々を交通事故から守るため、交通安全協会、幼児交通安全クラブ等の協力を得て、市民の交通安全意識の高揚に努めている。

イ 交通安全活動

（ア）地域安全推進指導員

幼児の交通事故防止を図るため昭和４９年１０月から幼稚園、保育園（所）等を対象に、ＤＶＤや模擬信号機等を用いた実地指導を行っている。また、高齢者等が交通事故に遭わないよう、寸劇を通して交通ルール、交通マナーを分かり易く指導する出前講座を随時実施している。

（イ）幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、各幼稚園、保育園（所）に幼児交通安全クラブ（愛称：ぞうさんクラブ）が結成されている。幼児と保護者が一緒に交通ルールを理解し、安全に行動できるよう啓発教育をしている。現在８７クラブが活動している。

（３）犯罪被害者等支援

ア 概 要

平成１６年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の方々が、平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、令和２年１月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を制定し、総合相談窓口の設置や犯罪被害者等へのさまざまな支援策を総合的に推進している。

イ 支援事業等

（ア）総合相談窓口

犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワンストップ相談窓口を設置し、必要な手続きや相談は、各課まで出向かなくても行えるよう配慮している。

また、必要に応じて外部の関係支援機関等の案内も実施している。

(イ) 犯罪被害者等支援金

犯罪被害者の方やそのご遺族の方に一時的な費用を援助するため、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円を支給する。

(4) 客引き行為等対策

市民や観光客の方が、公共の場所を安全かつ快適に通行し、また安心して利用できる街を目指して、令和3年4月1日に「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」を一部施行した。10月1日からは条例が全面施行となり、市が指定する客引き行為等禁止区域内の公共の場所における、すべての業種の客引き行為等が禁止となり、禁止行為を行った者に対して指導・勧告等を実施している。

また、市の中止命令に違反したり、立ち入り調査拒否、虚偽の報告などを行うと、5万円の過料が科せられ、氏名等の公表をすることもできるようになった。

さらに、地元要望を受け、客待ち指導の対象拡大、飲食店等の客引き等利用禁止、客引き行為者の学校への情報提供などの規定を盛り込んだ改正条例が、令和6年4月1日に施行となった。

客引き行為等の禁止等に関する施策の推進にあたっては、警察・地域団体等と連携を図りながら、安心・安全で快適なまちづくりに向けて取り組んでいる。

4 消費生活

(1) 概要

消費者に関する情報の収集及び提供を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図るため消費生活センターを設置している。

名 称	岐阜市消費生活センター
所 在 地	岐阜市司町40番地1
設 置 日	昭和63年12月1日 (令和3年5月6日移転)
相談時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

(2) 事業内容

ア 消費生活相談

専門の相談員6人を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言を行う。

(相談件数の推移)

令和3年度	2,601件
令和4年度	2,882件

令和5年度 3,212件

イ 消費者啓発・指導

消費生活に必要な知識を学び、自らが主体的・合理的に行動できる「かしこい消費者」になることができるよう、消費生活講演会、消費生活展等の開催をはじめ、啓発冊子やパンフレットの配付、ラジオ放送等を活用した啓発を行っている。

また、悪質トラブルの未然防止のため、寸劇・手品・落語・腹話術・紙芝居を取り入れた「出前講座」を実施している。

ウ 消費生活サポーター

消費生活の実態調査などの役割を担っていた消費生活モニター制度を、令和6年度より自ら消費生活について学びながら、身近な高齢の消費者の見守りなどを担う消費生活サポーターに改め、その育成を図っている。

エ 消費者教育

自ら考え、自ら行動する自立した消費者（かしこい消費者）の育成と、社会の発展に積極的に関与できる消費者（消費者市民社会の一員）の育成をめざし、多様な主体の連携による消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための基本方針と計画実現のため、平成27年度に、「岐阜市消費者教育推進計画」を策定し、現在第2次計画を推進している。

5 計 量

(1) 概要

本市は、昭和32年5月に計量法第10条第2項に基づき特定市に指定され、適正な計量を確保し、消費者保護の立場から市民に密着した諸事業を実施している。

(2) 事業内容

ア 定期検査

適正な計量を確保するため、取引、証明に使用するはかりについて、定期検査を行っている。

実施方法は、集合検査、所在場所検査で行い、岐阜市内を2分割して、2年に1回実施している。

イ 立入検査

商取引における適正計量を一層推し進め、消費者保護を図るため、商品量目及び計量器の立入検査を行っている。

ウ 指定・届出受理・指導

平成18年度より県からの権限委譲により、適正計量管理事業所の指定及び、特定計量器の販売事業者の届出受理を行っている。

また、適正な計量管理等の指導をあわせて行っている。

エ 啓発・普及

計量記念日にあわせて一般家庭で使用されている体温計、ヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケール等の無料精度確認や、消費生活サポーターによる商品量目試買検査の講習等の実施を通して市民の計量意識の啓発・普及を図っている。

(3) 検査実績

ア 定期検査

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査戸数	608	409	572	396
検査器数	1,997	1,818	1,842	1,753

イ 計量器立入検査

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査戸数	4	4	8	5
検査器数	17	49	40	49

ウ 量目立入検査

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査戸数	5	13	10	12
検査個数	457	1,014	822	967

エ 家庭用計量器無料検査

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受検器数	1,398	1,293	1,177	1,191

6 国保・年金

(1) 国民健康保険

ア 概要

(ア) 事業開始年月日

昭和34年10月1日

(イ) 保険給付

・法定給付

義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上	
現役並み所得者	3割
一般	2割

・高額医療費

70歳未満（A）

世帯の所得要件	1か月の自己負担限度額
基礎控除後の総所得が901万円を超える（ア）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%（多数該当：140,100円）
基礎控除後の総所得が600万円超～901万円以下（イ）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%（多数該当：93,000円）
基礎控除後の総所得が210万円超～600万円以下（ウ）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当：44,400円）
基礎控除後の総所得が210万円以下（エ）	57,600円（多数該当：44,400円）
住民税非課税（オ）	35,400円（多数該当：24,600円）

70歳以上（70～74歳）

区分		1か月の自己負担限度額	
		個人（外来のみ）（B）	世帯（入院を含む）（C）
現役並み所得者	住民税課税所得690万円以上Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%（多数該当：140,100円）	
	住民税課税所得380万円以上Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%（多数該当：93,000円）	
	住民税課税所得145万円以上Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%（多数該当：44,400円）	
一般	一	18,000円（年間上限144,000円）	57,600円（多数該当：44,400円）
住民税非課税Ⅱ		8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ			15,000円

世帯合算自己負担額（①から③の順に算定）

① 70歳以上の外来の自己負担額を個人単位で合算し、（B）により算定

② 70歳以上の自己負担額を合算し、（C）により算定

③ 70歳以上すべての自己負担額と70歳未満の21,000円以上の自己負担額を合算し、（A）により算定

特定疾病自己負担額 10,000円

（人工透析が必要な70歳未満（A）の上位所得者（ア）（イ）該当者）は、20,000円）

・入院時食事療養費

自己負担額

住民税課税世帯		490円／食
住民税非課税世帯	90日までの入院	230円／食
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	180円／食
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人		110円／食

・入院時生活療養費

自己負担額

(療養病床に入院する65歳以上の人)

	1食当たりの食費(円)	1日当たりの居住費(円)
住民税課税世帯	490※	370
住民税非課税世帯	230	370
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人	140	370

※保険医療機関の施設基準等により、450円となる場合があります。

・その他

出産育児一時金 488,000円

(産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合は500,000円)

葬 祭 費 50,000円

(ウ) 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、各医療保険者に対し、40歳から74歳の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられた。

・特定健康診査 (令和6年4月1日現在)

実施時期	令和5年6月～10月
実施機関	委託医療機関231機関
実施形態	個別健診
対象者数(人)	51,222
受診者数(人)	18,907
受診率(%)	36.9

・特定保健指導 (令和6年4月1日現在)

実施時期	令和5年9月～翌年3月	
実施機関	国保・年金課	
実施形態	個別支援	
対象者数(人)	動機づけ支援	1,559
	積極的支援	526
	合計	2,085
利用者数(人)	動機づけ支援	483
	積極的支援	82
	合計	565
利用率(%)	27.1	

イ 被保険者数及び世帯数

(令和6年3月31日現在)

総人口	被保険者数	加入割合(%)
399,492	73,123	18.30

総世帯数	国保世帯数	加入割合(%)
186,907	49,361	26.41

ウ 保険料賦課割合及び料率

区 分	年度	賦 課 割 合 (%)			料 率		
		所得割	均等割	平等割	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療給付費 分	令和5	50	30	20	9.29	28,320	29,760
	令和6	50	30	20	8.65	28,320	29,640
後期高齢者 支援金分	令和5	50	30	20	2.88	9,000	9,480
	令和6	50	30	20	2.62	8,880	9,360
介護納付金 分	令和5	50	30	20	1.80	8,040	6,360
	令和6	50	30	20	1.71	7,920	6,120

エ 保険料賦課状況 (邇及賦課分除く)

(令和5年度実績、6年度予算)

区 分	年度	1世帯当たり調定額(円)			被保険者 一人当たり 調定額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収 納 率(%)	平 均	世帯数 被保険者数
		最 高	最 低	平 均						
医療給付費分	令和5	650,000	58,080	126,208	81,975	6,157,226,032	5,689,622,196	92.41		50,735
										75,111
	令和6	650,000	58,080	124,136	83,649	6,147,429,000	5,761,146,000	93.72		50,020
										74,230
後期高齢者支援金分	令和5	220,000	18,480	36,781	25,951	1,949,222,414	1,800,459,740	92.37		50,735
										75,111
	令和6	240,000	18,480	36,177	24,378	1,791,737,000	1,679,366,000	93.73		50,020
										74,230
介護納付金分	令和5	170,000	14,400	29,668	23,270	586,291,554	527,115,505	89.91		21,634
										25,195
	令和6	170,000	14,400	29,182	27,367	629,238,000	589,476,000	93.68		21,813
										23,260

オ 保険給付 (指定公費を除く)

(令和5年度実績、6年度予算)

区 分	年度	件数	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	1件当たり 費用額(円)	被保険 者数	被保険者1人 当たり費用額 (円)	被保険者1人 当たり受診件数
療 養 諸 費	令和5	1,477,071	33,962,679,213	24,929,769,997	22,993	73,123	464,460	20.20
	令和6	1,449,600	35,065,100,000	25,942,100,000	24,190	74,230	472,384	19.53

(令和5年度実績、6年度予算)

区 分	年度	件 数	支 給 額 (円)	1 件当たり 支給額(円)	被保険者数	被保険者1人 当たり給付額(円)
高額療養費	令和5	67,402	3,811,240,555	56,545	73,123	52,121
	令和6	67,520	4,028,900,000	59,670	74,230	54,276

出産育児一時金	令和5	193	93,340,261	483,628	73,123	1,276
	令和6	198	99,000,000	500,000	74,230	1,334
葬祭費	令和5	494	24,700,000	50,000	73,123	338
	令和6	570	28,500,000	50,000	74,230	384
移送費	令和5	1	90,870	90,870	73,123	1
	令和6	2	60,000	30,000	74,230	1

カ 納付状況 (令和6年3月31日現在)

区 分	世 帯 数	割 合 (%)
特 別 徴 収	3,650	7.40
口 座 振 替	25,051	50.81
個 人 納 付	20,603	41.79
合 計	49,304	100.00

キ 財政状況 (令和6年3月31日現在)

区 分	歳 入 (円)	歳 出 (円)	一般会計繰入金 (円)
令和5年度決算額	44,013,579,930	41,563,670,580	3,572,536,669
令和6年度予算額	42,875,400,000	42,875,400,000	3,711,042,000

(2) 国民年金

被保険者状況 (令和6年3月31日現在)

第 1 号		第 3 号	被保険者 総 数	付加年金 加 入	免 除	不在者
強 制	任 意					
45,507	722	24,179	70,408	2,342	20,363	479

7 墓地、斎苑

(1) 墓 地

現在、市内には5か所の市営墓地がある。

市営墓地の貸付は、返還地、未利用地等を確認、整備し再貸付を行っている。

市営墓地一覧

名 称	開設年月日	敷地面積(㎡)
岐阜市上加納山墓地	大正3年9月11日	100,063
岐阜市大洞墓地	昭和38年7月10日	230,965
岐阜市加納穴釜墓地	明治45年	14,681
岐阜市柳津北宮浦墓地	昭和45年12月25日	2,093
岐阜市柳津宮東墓地	平成4年4月1日	739

(2) 斎 苑

名 称	岐阜市斎苑
所 在 地	上加納山4717番地4
完成年月	平成4年12月
施 設	
構造規模	鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建
敷地面積	15,200㎡

建 物 面 積 (単位: ㎡)

種 別	1階			合 計
	2階			
本 棟	火 葬 棟	1,739.780	650.978	2,390.758
	待 合 棟	954.010	389.004	1,343.014
	斎 場 棟	339.542	—	339.542
	小 計	3,033.332	1,039.982	4,073.314
付 属	倉 庫 棟	70.200	—	70.200
	WC・ガバー棟	63.585	—	63.585
棟	W C 棟	33.750	—	33.750
	待 合 棟	199.300	214.170	413.470
	小 計	366.835	214.170	581.005
合 計		3,400.167	1,254.152	4,654.319

施設内容

火葬棟
告別室(4室)、収骨室(3室)、炉前ホール(4室)、霊安室(4基)、中央監視室、エントランスホール、倉庫、残灰庫、作業室、作業員室、便所、浴室等

待合棟
待合室（和3室、洋2室）、遺族控室（2室）、
僧侶等控室（2室）、待合ロビー、事務室、湯沸
室、配膳室、喫茶コーナー、自販機コーナー、便
所、倉庫、エレベーター、式場2（60人収容：
40人座席）等

斎場棟
告別式場1室
・200人収容（160人座席）

待合所
待合室（洋2室）
待合ロビー等

駐車場
乗用車139台、バス5台（約4,800㎡）

調整池
面積 約900㎡
容量 1,108t

火葬炉
基数 人体炉15基、汚物炉1基、
動物炉2基

炉形式
人体炉 再燃焼炉付台車式寝棺炉
（前室付、前入前出方式）
動物炉 再燃焼炉付ロストル式
汚物炉 再燃焼炉付固定床式
運転方式 中央集中管理方式
使用燃料 都市ガス
火葬時間 70分（冷却含む）

火葬件数及び式場等の使用状況

人体					
年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
市内（件）	4,459	4,323	4,804	5,137	5,064
市外（件）	629	587	593	664	706
人体小計(件)	5,088	4,910	5,397	5,801	5,770
死胎児(件)	67	44	50	52	61
改葬骨(件)	0	0	1	0	0
身体の一部(件)	222	38	51	28	31
人体合計(件)	5,377	4,992	5,499	5,881	5,862
稼働日数(日)	305	302	303	303	304
火葬件数/日	17.6	16.5	18.1	19.4	19.3

獣畜・産じょく汚物						
年度		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
獣畜	市内（頭）	5,896	5,923	5,583	5,565	5,347
	市外（頭）	5	9	11	6	12
	合計（頭）	5,901	5,932	5,594	5,571	5,359
産じょく汚物	件	104	15	21	21	21
	kg	3,984	81	124	98	100

式場等					
年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
式場1（件）	81	57	47	36	49
式場2（件）	163	152	168	158	167
待合室1～7(件)	375	241	275	268	323
式場貸出日数	301	297	300	298	300
霊安室(延べ日数)	1,369	1,497	1,511	1,451	1,301

